

別冊及御送付候也

昭和七年 月 日

衆議院議長 秋田 清

内閣總理大臣 子爵齋藤 實殿

衆議院書記官長 田口 弼一

二

522

衆乙第二四一號

起
案 昭和七年九月三十日

裁可
昭和 年 月 日 施行
決定 昭和七年九月三十日

内閣總理大臣

齋藤

内閣書記官長

島

内閣書記官

島

島

外務大臣

齋藤

陸軍大臣

齋藤

文部大臣

齋藤

逓信大臣

齋藤

内務大臣

齋藤

海軍大臣

齋藤

農林大臣

齋藤

鐵道大臣

齋藤

大藏大臣

齋藤

司法大臣

齋藤

商工大臣

齋藤

拓務大臣

齋藤

別紙内務文部兩大臣請議衆議院議決鹵簿御警衛並鹵簿拜觀敬禮樣式ニ關スル請願ノ件

奉拜者連鎖握手禮ヲ以テ國民
的敬禮ヲ行ハントスル請願趣旨ハ
排斥スベキ強制スルガ如キハ相當
考慮ヲ要シ今邊ニ屬スル
ヲ得テ國民ノ自發的行爲ト
シテ御敬衛ニ協力寄與スル
所アルヲ望マントス

ヲ審査スルニ右請願ニ對スル同大臣ノ意見
ハ相當ノ儀ト被認ニ付請議ノ通閣議決定相成
然ルヘシ

指令案

鹵簿御警衛並鹵簿拜觀敬禮樣式ニ關スル請願ノ件

請議ノ通

昭和七年九月三十日指令

内務省閣警第六號

鹵簿御警衛並鹵簿拜觀敬禮樣式ニ關スル

請願ニ關スル件

東京市神田區中猿樂町十七番地高崎雅雄呈出ニ係ル右請願ノ要旨
ハ鹵簿御警衛ノ萬全ヲ期スルハ國民ノ最關心ヲ要スヘキコトニシ
テ飽迄官民一致全國民協力シテ是ヲ全ウスルノ覺悟ヲ有セサルヘ
カラス今各奉拜者ヲ奉拜地點ニ於テ整然タル幾重ノ横列ヲ作り其
ノ列毎ニ奉拜者互ニ握手シ合ヒ鹵簿御通行ヲ待チテ敬禮ヲ行フコ
トトセハ敬禮本來ノ目的ニ合致スルノミナラス奉拜ト同時ニ協力
一致御警衛ニ任シ得ルカ故ニ一舉兩得ノ敬禮樣式タルヲ失ハス依

テ上述ノ所謂鹵簿并親連鎖握手體ヲ採用セラレタシト謂フニ在リ
テ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決
候處行幸啓ノ際鹵簿ノ絶對的安全ヲ期セントスルハ政府亦固ヨリ
庶幾スル所ニシテ之カ爲常ニ不逞徒輩及銃砲火藥類等ニ對スル查
察取締ヲ嚴密ナラシメ又直接警衛方法ニ關シテモ各般ノ方途ヲ講
シ以テ之カ完璧ヲ期シツ、アル所ナリ而シテ奉拜者連鎖握手體ヲ
以テ國民的警衛ヲ行ハントスル請願ノ趣旨ハ固ヨリ排斥スヘキ筋
ニアラスト雖之レ國民ノ皇室ニ對スル尊崇ノ念ヲ基礎トセル自發
的意思ノ發露トシテ期待スヘキ事項ニシテ法規等ヲ以テ之ヲ強制
スルカ如キハ相當考慮スヘク今遽ニ之ニ贊スルヲ得ス仍チ政府ハ

前述ノ如ク警衛警備ヲ一層周密ナラシメ以テ萬遺憾ナキヲ期スル
ト共ニ他面國民ノ自發的行爲トシテ之ニ協力寄與スル所アルヲ望
マントス

右閣議ヲ請フ

昭和七年九月二十日

内務大臣 男爵 山本 達 雄

文部大臣 鳩 山 一 郎



内閣總理大臣 子爵 齋藤 實 殿

意見書

請願文書表第六七四號

鹵簿御警衛並鹵簿拜觀敬禮様式ニ關スル請願 東京市神田區中猿樂町十七番地高崎雅雄呈

出(紹介議員内田信也君外一名)

右請願ノ要旨ハ鹵簿御警衛ノ萬全ヲ期スルハ國民ノ最關心ヲ要スヘキコトニシテ飽迄官民一致全國民協力シテ是ヲ全ウスルノ覺悟ヲ有セサルヘカラス今各拜觀者ヲ拜觀地點ニ於テ整然タル幾重ノ横列ヲ作り其ノ列毎ニ拜觀者互ニ握手シ合ヒ鹵簿御通行ヲ待チテ敬禮ヲ行フコトトセハ敬禮本來ノ目的ニ合致スルノミナラス拜觀ト同時ニ協力一致御警衛ニ奉スルヲ得ルカ故ニ一舉兩得ノ敬禮様式タルヲ失ハス依テ上述ノ所謂鹵簿拜觀連鎖握手禮ヲ採用セラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

昭和七年 月 日

内閣總理大臣 子爵 齋藤 實殿

衆議院議長 秋田 清

衆議院書記官長 田口 弼一

件

看守長 花村清市以下

一 東京帝國大學助教授 田中義能 外二十

四月二日

十四

改立件 四月十五日付 元警視廳技師



貴乙第一八號

案起
昭和七年九月三日

裁可
昭和七年十月四日
施行
昭和七年十月四日

内閣總理大臣 **齋**

内閣書記官長

内閣書記官



外務大臣

京

陸軍大臣

為

文部大臣

五

遞信大臣

小

内務大臣

上

海軍大臣

改

農林大臣

國

鐵道大臣

為

大藏大臣

五

司法大臣

五

商工大臣

五

拓務大臣

五

別紙大藏、農林兩大臣請議貴族院議決森林金融、改善三關スル請願、件

527